

令和7年度江南市住宅用ゼロカーボン推進設備設置費補助金制度 (太陽熱利用システム)

クリーンエネルギーの利用を促進し、地球温暖化防止に寄与するため、市内の住宅に太陽熱利用システム（自然循環型・強制循環型）を設置される方へ、次の要領で設置費の一部を補助します。

補助対象設備

- ・愛知県が実施する「愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金」の交付の対象として指定された未使用のもの。

補助対象者

※すべてに該当すること

- ・自ら居住する市内の住宅に自ら購入した太陽熱利用システムを設置し使用する方。
(転居を伴う方は実績報告までに太陽熱利用システム設置場所への住民登録が必要です。)
- ・市税を滞納していない方
- ・市への実績報告が令和8年3月10日(火)までに完了する方。

補助金額

※補助対象経費が上限(百円未満は切捨て)

- ・自然循環型 1万6千円
- ・強制循環型 4万8千円

交付申請

※申請窓口は市役所環境課です。

- ・太陽熱利用システムに係る設置工事着手の概ね15日前までに、次の書類を提出してください。
 - 1 住宅用ゼロカーボン推進設備設置費補助金交付申請書(様式第1)
※P1～5までありますので、必ず5枚全て記入の上、提出をしてください。
また、各チェック欄にも内容を確認したうえで、必ずチェックを入れてください。
 - 2 工事請負契約書(又は注文書と請書)の写し
※契約者控えの写しで、収入印紙の添付があるもの
申請時点で契約変更している場合は、変更契約書もあわせて提出してください。
 - 3 太陽熱利用システムを設置しようとする住宅の位置図
 - 4 工事着工前のカラー写真 ※不鮮明な写真、申請時と状況が大幅に異なる写真は不可
 - ・住宅の全景
 - ・設置予定の場所を中心として、広めに撮影したもの
 - ・建設中の場合には申請時の状況を写したもの
 - 5 その他参考となる書類 ※申請する設備の内訳に記載する太陽熱利用システムの型番の明記があるパンフレット等で仕様がわかる資料

※設置工事着工前に交付の申請をしていただかないと、補助金は交付されません。

※予算に限りがありますので先着順とさせていただきます。事前にお問合わせください。

○交付申請後の手続きについて

交付決定

- ・市役所から交付決定通知書(様式第2)を送付します。通知の内容をご確認ください。

工事着工届の提出

- ・交付決定を受けた日から60日以内に工事を着工し、工事着工届（様式第7）を着工後10日以内、または交付決定を受けた日から60日以内のいずれか早い日までに提出してください。また、設置予定場所から変更する場合は、着工前に新たな設置場所を撮影し、工事着工届とともに写真を再提出してください。

※期限内に届出がない場合は、申請を取下げたものとみなしますのでご注意ください。
※実績報告の際に、製品の型番・製造番号等を記載したラベル写真が必要となりますので、撮影可能な時期にあらかじめ撮影してください。

計画変更の申請

- ・交付決定後、申請内容に変更が生じた場合や太陽熱利用システムの設置を中止する場合は、速やかに住宅用ゼロカーボン推進設備設置費補助金計画変更承認申請書（様式第3）を提出してください。ただし、補助金の交付申請額を増額することはできません。

※添付書類が必要な場合がありますので、申請窓口までご相談ください。

～着工予定日の計画変更をした場合の工事着工届について～

- ・事前に計画変更の承認を受けた場合は、当初の工事予定日から90日以内に工事着工し、工事着工届（様式第7）を着工後10日以内、または当初の工事予定日から90日以内のいずれか早い日までに提出してください。

○設置後の手続きについて

実績報告

- ・完了日から60日以内または令和8年3月10日（火）のいずれか早い日までに次の書類を提出してください。
- 1 住宅用ゼロカーボン推進設備設置費補助金実績報告書（様式第8）
※P1～6までありますので、必ず6枚全て記入の上、提出をしてください。
また、各チェック欄にも内容を確認したうえで、必ずチェックを入れてください。
- 2 太陽熱利用システム設置に係る領収書の写し
- 3 太陽熱利用システムの製造者名、型式、製造番号及び保証開始日が分かるものの写し
※保証書の場合は契約者控えの写し（販売店控えは不可）
- 4 太陽熱利用システムのカラー写真 ※不鮮明な写真は不可
 - ・設置状況（申請時と同じ構図で、設置場所が確認できるもの）及びシステム本体
 - ・システム本体に貼付されている型式及び製造番号がはっきりとわかるラベルの写真
- 5 住民票の写し（様式第8の中の閲覧についての承諾がある場合は不要）
- 6 住宅用ゼロカーボン推進設備設置費補助金請求書（様式第10）

※完了日は領収書発行日、保証書に記載された保証開始日又は引渡日（新築の場合）としてください。

※転居を伴う場合には、必ず太陽熱利用システム設置場所に住民登録してから実績報告をしてください。

※3月10日までに実績報告に必要な全ての書類を提出できない場合は、交付決定通知書を受け取っていても補助金の交付はされません。

○その他

- 要綱様式の変更がありますので、必ず令和7年度の要綱をお読みいただき、今年度の様式で手続きをしてください。
- 申請手続きをされる前に、実績報告までに必要な書類(領収書の写し、型式や製造番号がわかるラベルの写真や出荷証明書など)を確認していただき、随時ご準備をお願いします。また、ラベルの写真は数字やアルファベット等の読みとりができるものをお願いします。
- 郵送(メール、FAXは受付不可)での書類の提出は可能ですが、郵送事故等の責任は負いかねますのでご注意ください。
- 工事着工届、実績報告の書類の提出には提出期限が設けてあります。添付書類も含め要綱で定める期限内に書類が提出できない場合には補助金の交付はされませんので提出期限を厳守してください。特に年度末は2月末をめどに実績報告書類の提出をお願いします。
- 請求書(様式第10)を書き損じた場合は、新しく書き直してください。
- 交付決定後に別システムの申請をする場合には、重複する書類も再度提出が必要になります。

○問合せ先・申請窓口 市役所経済環境部環境課 電話 0587-54-1111 (内線 421)